

高松高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 第二次納税義務納付告知処分取消請求控訴事件
国側当事者・国（高松国税局長）

令和4年8月30日認容・確定

（第一審・高松地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和4年2月22日判決、本資料272号・順号2022-5）

判 決

控訴人（第1審原告）	株式会社X
上記代表者代表取締役	A
上記訴訟代理人弁護士	南 靖郎
同	木村 浩之
上記訴訟復代理人弁護士	楠木 崇裕
被控訴人（第1審被告）	国
上記代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	高松国税局長
	黒澤 伸
上記指定代理人	奥野 陽子
同	重清 憲一
同	石飛 圭啓
同	久竹 優志
同	秋山 修次
同	小郷 香菜
同	山本 和希

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 高松国税局長が控訴人に対して令和元年11月27日付けでした納税者株式会社Bの滞納国税に係る第二次納税義務の納付告知処分（ただし、2718万2657円を納付すべき限度の額とする部分）を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1・2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- （1）株式会社B（以下「本件滞納法人」という。）から新設分割によって設立され、同社が営んでいたレストラン事業等を引き継いだ控訴人は、処分行政庁である高松国税局長から令和

元年11月27日付けで、国税徴収法（以下、単に「法」という。）38条に基づき、本件滞納法人の滞納国税（消費税及び地方消費税並びに源泉所得税、復興所得税並びに延滞税）について第二次納税義務者に当たるとして納付通知書による告知処分（以下「本件処分」という。）を受けた。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人は第二次納税義務者に該当せず、本件処分は違法であると主張して、国税不服審判所長が令和3年4月12日付け裁決によりその一部が取り消した後の本件処分の取消しを求めた事案である。

(2) 原審は、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、原判決の取消しと、自己の請求認容を求めて控訴した。

2 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙「関係法令の定め」記載のとおりである。

3 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、末尾の括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨等によれば容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 本件滞納法人は、昭和63年3月●日、香川県坂出市を本店所在地とし、飲食店の経営等を目的として設立された資本金6400万円（平成27年6月30日に資本金4900万円に減資）の株式会社（当時の商号は「株式会社C」）であり、平成30年6月●日、商号を「株式会社B」に変更し、変更の前後に関わらず、「C」との屋号で飲食店を経営していた。

イ 株式会社D（以下「控訴人親会社」という。）は、平成29年5月●日、香川県坂出市を本店所在地とし、ホテル、旅館等観光施設の経営並びに飲食店・売店（土産物用酒類の販売を含む）、遊技場の経営等を目的として設立された資本金1000万円の株式会社である（乙3）。

ウ 控訴人は、平成30年6月●日、香川県坂出市を本店所在地とし、飲食店の経営等を目的として、本件滞納法人から新設分割により設立された資本金1000万円の株式会社であり、同日、本件滞納法人が上記新設分割により取得した控訴人の全株式を、控訴人親会社に譲渡したことにより、同社の完全子会社になった（甲5、6、乙1）。

エ 控訴人親会社の設立時取締役であるA（以下「A」という。）は、控訴人親会社及び控訴人の代表取締役である（乙1、3）。

オ 本件滞納法人の筆頭株主であり同社の取締役であったE（以下「E」という。）は、控訴人親会社の設立時取締役であったが、平成30年4月25日付けで、上記取締役を辞任した（乙2～4）。

(2) 控訴人の設立及び事業承継の経緯

ア 本件滞納法人は、平成30年5月31日頃、同日付けの新設分割計画書を作成した（甲4）。

上記計画書の記載内容の要旨は次のとおりである。

(ア) 本件滞納法人は、新設分割により新会社（控訴人）を設立する（以下「本件新設分割」という。）。

本件滞納法人は、本件滞納法人が営むレストラン事業（K、L）、製造販売事業（M、

寿司・弁当・惣菜の製造・出荷、料理のお届け配膳・下膳サービス等)、温浴事業 (N)、F 事業 (F) 及びサブリース事業 (以下、これらを併せて「本件各事業」という。) に関する権利義務のうち、概要、以下のものを、控訴人に承継させる。

a 承継対象資産 なし

b 承継対象負債

① 控訴人が承継する店舗等 1 2 店 (以下「承継対象店舗等」という。) に係る本件各事業の通常取引上生じた債務で、本件分割期日以降に支払期日が到来するもの及び控訴人が本件各事業を遂行するにあたり承継が必要不可欠と判断するもの

② 本件各事業のうち製造販売事業に関する業務委託先会社 (有限会社 O) に対する未払業務委託料のうち、同社に対して本件滞納法人から出向している従業員に対する本件新設分割期日の前日までの勤務に対する給与で、本件新設分割期日以降に各従業員に対して支払われるべき給与総額に相当する額

③ 本件新設分割期日時点における本件各事業に従事する従業員で、同期日以降も控訴人での雇用同意する従業員に係る未払給与 (ただし、平成 30 年 5 月 31 日締め日、同年 6 月 15 日を支払期日とするものに限る。) 等

c 承継対象契約

① 承継対象店舗等の営業に付随して締結する各種契約で、本件各事業継続に必要と判断されたもの

② 控訴人において本件各事業に従事する従業員で、本件新設分割期日以降も勤務を希望する従業員に係る雇用契約及びそれらに付随する社会保険被保険者としての地位

③ 控訴人として、本件各事業に関して、承継が必要と判断する各種リース契約

④ 承継対象店舗等の営業に必要な、本件滞納法人を賃借人とする賃貸借契約のうち、本件滞納法人から控訴人親会社への承継について賃貸人の同意が得られなかったもの

⑤ その他、控訴人が本件各事業に必要と判断した一切の契約

(イ) 本件新設分割の予定期日は平成 30 年 6 月●日とし、控訴人は、本件滞納法人に対し、分割対価として控訴人の普通株式 200 株を交付する。

イ 本件滞納法人と控訴人親会社は、平成 30 年 5 月 31 日、本件滞納法人が、同年 6 月●日又は別途合意する日に、控訴人親会社に対し、本件滞納法人が本件新設分割を実行し資産の承継を行うこと等を条件として、本件滞納法人が本件新設分割により控訴人から交付を受ける控訴人の普通株式 200 株を有償譲渡する (以下「本件株式譲渡」という。) 旨契約した (甲 5)。

ウ 控訴人親会社は、平成 30 年 5 月 31 日午前 9 時 41 分、G 銀行 (旧 H 銀行) 大阪支店から、資金用途を「新設会社株式取得」として 1 億 600 万円の融資を受け、同日午前 9 時 49 分、本件株式譲渡に係る株式譲渡代金 3600 万円、後記カの本件資産譲渡①に係る資産譲渡対価 3300 万円、控訴人が支払うべき後記ク (ア) の本件資産譲渡②に係る資産譲渡対価 3500 万円及びその他の事業譲渡対価 200 万円を合わせた 1 億 600 万円を、本件滞納法人に対し、同社代理人弁護士の管理する銀行口座に振り込む方法により

支払った（乙6、7、9～11）。

エ（ア）控訴人親会社は、その振替伝票に、平成30年5月31日、上記ウの融資額のうち3500万円について上記ウ（後記ク（ア））の本件資産譲渡②に係る譲渡対価として、控訴人に対する短期貸付金の発生を記帳した（乙11の5、6枚目）。

（イ）控訴人は、その振替伝票に、平成30年6月●日、上記ウ（後記ク（ア））の本件滞納法人からの本件資産譲渡②に係る譲渡対価として、控訴人親会社からの3500万円の借入れを記帳した（乙11の3枚目）。

オ 本件滞納法人は、平成30年5月31日午後9時から同日午後9時30分の間、臨時株主総会を開き、同会社の総株主であるE外2名は、同総会において、本件新設分割及び本件株式譲渡を承認する旨決議した（甲6）。

カ 平成30年6月●日、新設分割により、控訴人が設立された。

また、本件滞納法人と控訴人親会社は、同年5月31日に、本件滞納法人が本件新設分割を実行し資産の承継を行うこと等を条件として、本件滞納法人が本件新設分割により控訴人から交付を受ける控訴人の普通株式200株を有償譲渡する旨の契約をし、同日、株式譲渡代金3600万円を支払ったことから（上記イ及びウ）、控訴人親会社は、新設分割により控訴人が設立された同年6月●日の午前中に、本件滞納法人から、控訴人の株式200株を譲り受け、これによって、控訴人は控訴人親会社の完全子会社となった（甲5、7）。

キ 本件滞納法人と控訴人親会社とは、平成30年6月●日、本件滞納法人が、控訴人親会社に対し、本件各事業に必要と判断される本件滞納法人の資産である、機械装置、車両等及び承継店舗に係る敷金債権等や契約上の地位並びにサブリースに係る賃貸人として有する債務及び契約上の地位（以下、これらを併せて「機械装置等」という。）を、3300万円で譲り渡す（以下、「本件資産譲渡①」という。）旨の資産等譲渡契約を締結した（甲8）。

ク（ア）本件滞納法人と控訴人とは、平成30年6月●日、本件滞納法人が、控訴人に対し、本件滞納法人の資産のうち、承継対象店舗等において控訴人が営む本件各事業に必要と判断される本件各事業に基づき生ずる売上債権で、実行日の前日までの原因により発生したもので、実行日以降に入金されるもの全て、在庫商品、貯蔵品及び電話加入権等の積極財産等（以下、これらを併せて「売上債権等」という。）を、3500万円で譲り渡す（以下、「本件資産譲渡②」という。）旨の資産等譲渡契約を締結した。（甲9）

（イ）なお、控訴人は、その振替伝票に、平成30年6月●日、上記譲渡を受けた本件資産譲渡②の売上債権等の内訳として、上記「売掛金」、「商品」、「貯蔵品」、「電話加入権」内訳及びその各金額を記帳した上、上記エ（イ）の借入れに係る譲渡代金額と上記各内訳の合計価額との差額について、「譲渡代金差額 営業権」と記帳した（乙11の3枚目）。

ケ A及び本件滞納法人は、平成30年6月●日、高松法務局に対して本件新設分割に係る登記申請をそれぞれ行い、控訴人が本件新設分割により設立された旨登記した（乙1、2）。

コ 本件滞納法人は、平成30年6月●日、上記譲渡に係る売掛金債権者らに対し、午前1

0時25分43秒より順次、I株式会社が提供する電子内容証明サービスを利用し、本件滞納法人が本件新設分割を行い、本件各事業は本件新設分割により設立された控訴人が控訴人親会社の経営の下で承継すること及び本件滞納法人の債務者に対する売掛債権等は全て控訴人に承継されたことを通知した（乙5、12）。

サ 本件滞納法人は、平成30年6月●日午後0時から同日午後0時半までの間、臨時株主総会を開き、同会社の総株主であるE外2名は、同総会において、同日午前中に本件株式譲渡が行われたことを踏まえて、本件資産譲渡①及び本件資産譲渡②を承認する旨決議した（甲7）。

シ 本件滞納法人は、平成30年6月●日付けで事業を廃止し、他方、控訴人は、同日以降、本件資産譲渡①及び同②によって控訴人親会社又は控訴人が譲り受けた資産を用い、本件滞納法人の旧商号で、従前からの屋号「C」を継続使用して本件各事業を営んでいる（乙13）。

(3) 処分行政庁のした差押え及び本件滞納法人の破産手続開始

ア 処分行政庁は、平成30年6月5日、上記本件資産譲渡②による控訴人譲受けに係る売上債権等のうち、J株式会社に対するクレジットカード売上債権601万3653円を差し押さえた（甲3）。

イ 本件滞納法人は、平成30年7月●日、高松地方裁判所丸亀支部に、本件滞納法人の破産手続の開始を申し立てた。

本件滞納法人の作成した上記申立てに係る申立書には以下の記載がある（乙4）。

(ア) 本件滞納法人の「事業再建手続と破産手続申立てに至る経緯」

本件滞納法人は、控訴人親会社の支援の下、事業を承継した控訴人において事業再建を図ることとなり、平成30年6月●日付けで新設分割により控訴人を設立し、控訴人に対し全従業員の雇用並びにほぼ全ての事業及び取引関係を承継させ、同日付で本件滞納法人は事業を廃止し、控訴人親会社に対して控訴人の株式全部を譲渡し、本件滞納法人の従前の事業関係は、控訴人親会社の完全子会社となった控訴人が継続する。

(イ) 「事業承継の概要」

本件滞納法人の従前の事業関係、資産及び負債については、資産管理と事業運営を分ける趣旨の下、事業、従業員との雇用契約や労働債務、仕入債務等の一般債務及び、資産のうち、事業に直接関連する売掛金や在庫商品などは控訴人が承継したが、不動産及び設備に関連するものは控訴人親会社が承継した。

ウ 高松地方裁判所丸亀支部は、上記イを受けて、翌日である平成30年7月●日午後1時30分、本件滞納法人について破産手続開始決定をし、その後、同支部は、費用不足による破産手続廃止の決定をし、同決定は、令和2年7月●日、確定した。（乙2）

(4) 本件処分に至る経緯

ア 本件滞納法人は、令和元年11月27日の時点で、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税、復興所得税合計7119万8428円並びにその延滞税に係る国税を滞納していた（甲1）。

イ 処分行政庁は、令和元年11月27日付けで、控訴人に対し、法38条の規定に基づき、本件滞納法人に係る別表の滞納国税について納付すべき限度の額を3319万6310円（上記本件資産譲渡②に関する3500万円から上記差額とされた営業権180万369

0円を除いた金額)とする第二次納税義務を負うとして、法32条1項の規定に基づき、本件処分を通知した(甲1)。

ウ 控訴人は、令和2年1月30日頃、処分行政庁に対し、本件処分の取消しを求めて再調査の請求を行ったが、処分行政庁は、同年3月30日、同請求を棄却する旨の決定をした(甲2)。

エ 控訴人は、令和2年4月22日頃、国税不服審判所長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

国税不服審判所長は、令和3年4月12日、本件滞納法人と控訴人との合意による一部解除を認めて、本件処分の一部(2718万2657円を超える部分〔差押えに係る上記(3)アの部分])を取り消したが、その余は維持する旨の裁決をした。(甲3)

(5) 控訴人による本件訴訟の提起

控訴人は、令和3年6月3日、本件訴訟を提起した(顕著な事実)。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件新設分割、本件資産譲渡①及び本件資産譲渡②が、一体として法38条の「事業の譲渡」に該当するか(争点(1))について

[被控訴人]

原判決9頁21行目～同10頁21行目に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決9頁21行目冒頭の「(1)」を削る。

[控訴人]

原判決11頁9行目～同12頁5行目に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決11頁9行目冒頭の「(1)」を削る。

(2) 上記(1)が肯定される場合に、本件各事業譲渡の時点において、控訴人が、法38条の「納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるもの」(以下「特殊関係者」という。)に該当するか(争点(2))について

[被控訴人]

ア 法38条は、特殊関係者の要件について政令に委任し、これを受けて施行令13条は、1項において「納税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社」を特殊関係者と規定し、2項において、被支配会社であるかどうかの判定は「納税者がその事業を譲渡した時の現況による」と規定する。

そして施行令13条2項の「事業を譲渡した時」とは、本件新設分割及び本件資産譲渡②によって、本件各事業を譲渡したときというべきである。

イ 新設分割設立会社は、その設立の登記の日に新設分割の効力が生じ、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継し(会社法764条、49条)、新設分割会社は、同日、同計画に従って新設分割設立会社の株主となる(同法764条8項)ところ、控訴人は、本件新設分割による設立登記をした平成30年6月●日をもって、本件滞納法人の完全子会社(被支配会社)になった。

ウ 本件新設分割は、本件各事業の譲渡に含まれるから、本件新設分割時の現況において、控訴人は本件滞納法人の被支配会社として特殊関係者に該当する。

[控訴人]

ア 複数の法律行為を包括して1つの「事業の譲渡」とみることが可能であるとしても、施

行令13条の「納税者がその事業を譲渡した時」において、控訴人は本件滞納法人の特殊関係者に該当するものではない。

- イ 法38条は、事業譲渡に伴って滞納者である譲渡人から譲受人に財産の移転がされ、それにより国税の滞納処分が困難となる事態が生じ得る一方で、譲受人は事業譲渡の際に相当の反対給付を支出していることに着目し、施行令13条1項各号に列記されている、類型的に滞納者との人的関係の一体性又は親近性の特に強い者に対して積極財産の譲渡がされたときに限り、かつ、その譲渡された積極財産の価額の限度で譲受人に第二次納税義務を課すこととしたものと解されるから、「事業の譲渡の時」とは、事業譲渡の対象とされた積極財産の移転の原因行為の成立時を基準とすべきである。法38条は、特殊関係者に該当することと、積極財産が移転されていることの2つの要件を規定し、文理上、この2つの要件を同時に充足する必要があると解されるところ、これら2つの要件を異時に充足したことをもって法38条の要件を充足したと解釈することは拡張解釈として許されない。
- ウ したがって、仮に、本件新設分割と本件資産譲渡②を包括して1個の「事業の譲渡」とみるとしても、その「事業の譲渡の時」は、積極財産の移転が確定的になされた本件資産譲渡②の成立時を基準とすべきである。そして、本件資産譲渡②の時点では、控訴人は本件滞納法人の被支配会社ではなく、特殊関係者に該当しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件新設分割、本件資産譲渡①及び本件資産譲渡②が、一体として法38条の「事業の譲渡」に該当するか（争点（1））について
 - (1) 原判決の引用
 - (2) 項のとおり補正するほかは、原判決12頁21行目～同17頁24行目に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (2) 原判決の補正
 - ア 原判決15頁7行目～9行目までを全部削る。
 - イ 原判決15頁10行目の「ア」を「(3)ア」に改める。
 - ウ 原判決16頁11行目の「(前提事実(2)カ、キ)」を「(前記前提事実(2)キ、ク)」に改める。
 - エ 原判決16頁21行目の「(同(2)キ(イ))」を「(同(2)ク(イ))」に改める。
- 2 控訴人が、本件各事業譲渡の時点において、法38条の「特殊関係者」に該当するか（争点（2））について
 - (1) 法38条は「納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社（中略）で政令で定めるものに」と規定して、特殊関係者の具体的な範囲を政令に委任し、これを受けて施行令13条は1項において、特殊関係者の具体的な範囲を規定し、2項において、「法38条の規定を適用する場合において、前項各号に掲げる者であるかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による。」として、特殊関係者に該当するか否かの判定時期を「事業を譲渡した時」と規定する。
 - (2) 法38条は、本来は滞納者が納付すべき国税について、例外的に、滞納者と一定の親近性を有する特殊関係者が、滞納者から事業の譲渡を受け、かつ、当該事業と同一又は類似の事業を営んでいる場合に、その譲受財産の価額の限度において、事業を譲り受けた者に第二次納税義務を負わせることを定めた規定であり、租税法規は侵害規範（権利を侵害する規範）

であることから、例外に該当するための要件の判断は厳格に解すべきである。

前記で、原判決を補正の上引用して説示したとおり、「事業の譲渡」とは、「一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部又は一部を譲渡し、これによって譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は一部を譲受人に受け継がせることをいう」と解される。そして、事業を受け継いで営業活動を行うためには、事業のために用いる財産（有機的一体として機能する財産）の譲受けが完了している必要があるから、「事業の譲渡の時」とは、有機的一体として機能する財産の全部又は一部の譲渡による財産移転の効力が生じた時と解するのが相当である。

- (3) 前記前提事実(2)ア(ア)記載のとおり、本件新設分割によって、控訴人が本件滞納法人から譲り受ける積極的財産はなく、控訴人が本件滞納法人から積極財産を譲り受けたのは本件資産譲渡②によるものであるところ、本件資産譲渡②に先立つ平成30年6月●日午前中に、本件滞納法人から控訴人親会社に対し、控訴人の株式が譲渡されているのであって、本件資産譲渡②の時点(同日午後)では、控訴人は、控訴人親会社の完全子会社(被支配会社)になっており、本件滞納法人の完全子会社(被支配会社)ではなくなっていたものである。

したがって、控訴人は、本件滞納法人から控訴人に対する「事業の譲渡の時」に、本件滞納法人の特殊関係者に該当すると認めることはできない。

- (4) これに対し、被控訴人は、新設分割の効力が生じるのが新設分割設立会社の設立の登記の日であり、新設分割設立会社が、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継し、新設分割会社が、同日、同計画に従って新設分割設立会社の株主となるから、控訴人が本件新設分割による設立登記をした平成30年6月●日に本件滞納法人の完全子会社(被支配会社)となり、本件新設分割が本件各事業の譲渡に含まれるとして、本件新設分割時の現況において、控訴人は本件滞納法人の被支配会社として特殊関係者に該当すると主張する。

確かに、新設分割設立会社は、その設立の登記の日に新設分割の効力が生じ、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継し(会社法764条、49条)、新設分割会社は、同日、同計画に従って新設分割設立会社の株主となる(同法764条8項)ものである。しかしながら、同規定は新設分割の効力発生時期を定める規定に過ぎず、租税法規は侵害規範であって安易な拡張解釈は許されないことも考慮すると、新設分割の効力発生時期に関する会社法の上記各規定をもって、「事業の譲渡の時」との文言を用いている施行令13条2項を、「事業の譲渡の日」と解釈することは、同条項の文理上容認することができない。

- (5) 以上のとおり、控訴人は、本件滞納法人から控訴人に対する「事業の譲渡の時」に、本件滞納法人の特殊関係者に該当すると認めることはできない。

また、仮に、本件新設分割のみを、本件滞納法人から控訴人への「事業の譲渡」とみたとしても、前記のとおり、本件新設分割によって、本件滞納法人から控訴人に対する積極財産の移転はないから、控訴人は第二次納税義務を負うことはない。

3 結論

以上によれば、控訴人を本件滞納法人の本件各事業譲渡時点における特殊関係者と認めることはできず、ひいては本件滞納法人の第二次納税義務者と認めることもできないから、処分行政庁において、控訴人が、本件滞納法人の第二次納税義務者に当たるとして行った本件処

分は違法である。

そうすると、控訴人の本件処分（ただし国税不服審判所長がした令和3年4月12日付け裁決によりその一部が取り消されたことにより、2718万2657円を納付すべき限度の額とする部分）の取消しを求める請求は理由があるから認容すべきところ、本件処分が適法であるとして、控訴人の請求を棄却した原判決は不当である。

よって、原判決を取り消した上、本件処分（ただし国税不服審判所長がした令和3年4月12日付け裁決によりその一部が取り消されたことにより、2718万2657円を納付すべき限度の額とする部分）を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官 神山 隆一

裁判官 下山 誠

裁判官中田克之は、差支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 神山 隆一

(別紙)

関係法令の定め

1 国税徴収法（昭和34年4月20日号外法律第147号）

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第38条

納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第67条第2項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をいい、これに類する法人を含む。）で政令で定めるものに事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一又は類似の事業を営んでいる場合において、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産の価額の限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

2 国税徴収法施行令（昭和34年10月31日政令第329号）

（納税者の特殊関係者の範囲）

第13条

第1項 法38条本文（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）に規定する生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 1 納税者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。（略））その他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

- 2 前号に掲げる者以外の納税者の使用人その他の個人で、納税者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 3 納税者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第1号に掲げる者を除く。）
- 4 納税者が法人税法（略）第67条2項に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人
- 5 納税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社
- 6 納税者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

第2項 法38条の規定を適用する場合において、前項各号に掲げる者であるかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による。

3 法人税法（昭和43年3月31日号外法律第34号）

（特定同族会社の特別税率）

第67条

第1項 （略）

第2項 前項に規定する被支配会社とは、会社（略）の株主等（略）の一人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（略）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

以上

別表 省略